

---

## 令和6年10月からの 「年金払い退職給付（退職年金）」の基準利率等について

---

「年金払い退職給付（退職年金）」の算定の基礎となる基準利率、終身年金現価率及び有期年金現価率（以下「基準利率等」といいます。）は、毎年10月に国債の利回りを基礎とし、政令で定める事情を勘案し、地方公務員共済組合連合会の定款で定められています。

令和6年10月からの基準利率等については、[地方公務員共済組合連合会のホームページ](#)でご覧いただけます。

この基準利率等の変更に伴い、「年金払い退職給付（退職年金）」の年金額は改定されることとなります（※）。

これらに関して詳しくは以下をご覧ください。

※ 改定後の年金額は、令和6年12月にお送りする年金額改定通知書をご確認ください。  
なお、端数処理の結果、年金額は従前の額と変わらない場合もあります。

# 基準利率等の変更に伴う「年金払い退職給付（退職年金）」の年金額について

## 1 令和6年10月からの基準利率等について

次の基準利率等については、地方公務員共済組合連合会の定款で定めることとされています。

- ① 基準利率は、0.07%→0.26%になりました。
- ② 終身年金現価率（注1）は、死亡率が改善した（平均余命が延びた）ことにより概ね増加しました。  
（終身年金現価率が増加した場合は、原則、終身退職年金の年金額は減少することとなります。）
- ③ 有期年金現価率（注2）は、基準利率が上昇したことにより減少しました。  
（有期年金現価率が減少した場合は、原則、有期退職年金の年金額は増加することとなります。）

（注1） 終身年金現価率は、基準利率、死亡率の状況及びその見通しなどを勘案して終身にわたり一定額の年金額を支給することとした場合の年金額を計算するための率です。

（注2） 有期年金現価率は、基準利率などを勘案して支給残月数の期間において一定額の年金額を支給することとした場合の年金額を計算するための率です。

## 2 年金現価率の変更に伴う年金額の改定について

### [終身退職年金の改定計算式]

#### ① 令和6年10月の終身退職年金算定基礎額の計算式

令和6年9月末時点の終身退職年金額	×	令和6年9月末時点（注3）の年齢の 終身年金現価率（R5.10～R6.9 適用分）
-------------------	---	--

#### ② 令和6年10月からの終身退職年金額の計算式

令和6年10月の終身退職年金算定基礎額 （①で計算したもの）	÷	令和6年9月末時点（注3）の年齢の 終身年金現価率（R6.10～R7.9 適用分）
-----------------------------------	---	--

（注3）「令和6年9月末時点の年齢」は、実年齢ではなく「令和6年3月末時点の年齢+1」です。

現価率が上昇したため、年金額は減少する（※）こととなります。

### [有期退職年金の改定計算式]

#### ① 令和6年10月の有期退職年金算定基礎額の計算式

令和6年9月末時点の有期退職年金額	×	令和6年10月1日時点の残月数に応じた 有期年金現価率（R5.10～R6.9 適用分）
-------------------	---	--

#### ② 令和6年10月からの有期退職年金額の計算式

令和6年10月の有期退職年金算定基礎額 （①で計算したもの）	÷	令和6年10月1日時点の残月数に応じた 有期年金現価率（R6.10～R7.9 適用分）
-----------------------------------	---	--

現価率が減少したため、年金額は増加する（※）こととなります。

※ 端数処理の結果、年金額は従前の額と変わらない場合もあります。